

## 連結財務書類 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
  - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）  
ただし、取得価額と債券金額との差額について、重要性が乏しいと認められる場合、取得原価により計上しています。
- ② 満期保有目的以外の有価証券等
  - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
  - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金……………出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 先入先出法による原価法  
ただし、一部の連結対象団体においては、最終仕入原価法、個別法、移動平均法によつています。

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
  - 建物 10 年～50 年
  - 工作物 10 年～80 年
  - 物品 2 年～20 年ただし、一部の連結対象団体においては、定率法によつています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(ソフトウェアについては、当県における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、主として、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、主として、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、主として、過去5年間の平均不能欠損率等の実績率によるほか、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

主として、期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

主として、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

なお、一部の連結対象団体においては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを

含んでいます。

#### (8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）においては、税抜方式によっています。

#### 2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

#### 3 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

#### 4 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、以下のとおりです。

| 団体名    | 確定債務額 | 履行すべき額が確定していない<br>損失補償債務等 |               | 総額        |
|--------|-------|---------------------------|---------------|-----------|
|        |       | 損失補償等引当<br>金計上額           | 貸借対照表<br>未計上額 |           |
| 信用保証協会 | -     | -                         | 4,470 百万円     | 4,470 百万円 |
| 甲賀町神区  | -     | -                         | 0 百万円         | 0 百万円     |

##### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- ① 東京地裁令和2年（ワ）第7125号  
国家賠償請求事件 1430 万円
- ② 大津地裁令和2年（ワ）第670号  
国家賠償請求事件 4306 万 3809 円
- ③ 大津地裁令和3年（ワ）第454号  
損害賠償請求事件 8198 万 1900 円
- ④ 大津地裁令和4年（ワ）第146号  
擁壁再築費等請求事件 2774 万円
- ⑤ 大津地裁令和4年（ワ）第538号  
損害賠償請求事件 4056 万 4869 円
- ⑥ 大津地裁令和5年（ワ）第290号  
受託金清算支払請求事件 1563 万 2300 円
- ⑦ 大津地裁令和5年（ワ）第556号  
損害賠償請求事件 1 億 252 万 5655 円

## 5 追加情報

### (1) 連結対象団体（会計）

| 会計名             | 区分       | 連結の方法 | 比例連結割合 |
|-----------------|----------|-------|--------|
| 病院事業会計          | 地方公営企業会計 | 全部連結  | —      |
| 工業用水道事業会計       | 地方公営企業会計 | 全部連結  | —      |
| 水道用水供給事業会計      | 地方公営企業会計 | 全部連結  | —      |
| モーターボート競走事業特別会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結  | —      |
| 琵琶湖流域下水道事業特別会計  | 地方公営企業会計 | 全部連結  | —      |
| 国民健康保険事業特別会計    | 地方公営企業会計 | 全部連結  | —      |
| 公立大学法人滋賀県立大学    | 地方独立行政法人 | 全部連結  | —      |
| 関西広域連合          | 広域連合     | 比例連結  | 12.03% |
| 滋賀県土地開発公社       | 地方三公社    | 全部連結  | —      |
| 滋賀県道路公社         | 地方三公社    | 全部連結  | —      |
| びわ湖放送           | 第三セクター等  | 全部連結  |        |
| 滋賀県国際協会         | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 淡海文化振興財団        | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 滋賀県希望が丘文化公園     | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| びわ湖芸術文化財団       | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 滋賀県スポーツ協会       | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 滋賀県環境事業公社       | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 滋賀県造林公社         | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 滋賀県緑化推進会        | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 糸賀一雄記念財団        | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 滋賀県動物保護管理協会     | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 滋賀県産業支援プラザ      | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 滋賀県陶芸の森         | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| パナソニックアソシエイツ滋賀  | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 滋賀県農林漁業担い手育成基金  | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 滋賀県畜産振興協会       | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |
| 滋賀食肉公社          | 第三セクター等  | 全部連結  | —      |

|                |         |      |   |
|----------------|---------|------|---|
| 滋賀食肉市場         | 第三セクター等 | 全部連結 | — |
| 滋賀県水産振興協会      | 第三セクター等 | 全部連結 | — |
| 滋賀県建設技術センター    | 第三セクター等 | 全部連結 | — |
| 滋賀県暴力団追放推進センター | 第三セクター等 | 全部連結 | — |

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 地方独立行政法人は、すべて全部連結の対象としています。
- ④ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ⑤ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、損失補償を付しておらず重要性がない場合等は、比例連結の対象としていない場合があります。

## （２）出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

## （３）表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

## （４）売却可能資産の範囲及び内訳

### ① 範囲

予算において財産収入として措置されている公共資産、県有財産活用検討会議において売却方針である資産および入札実施予定の資産を計上しています。

### ② 内訳

| 科目       | 時価        | 貸借対照表の簿価  |
|----------|-----------|-----------|
| 事業用資産／土地 | 6,927 百万円 | 7,076 百万円 |
| 事業用資産／建物 | 0 百万円     | 31 百万円    |
| 事業用資産    | 6,927 百万円 | 7,107 百万円 |

売却可能価額は、鑑定評価による価額が判明しているものについてはその価額を用い、その他のものについては固定資産税評価額により計上しています。